

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案新旧対照表  
 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（第百五十四条による改正）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六章の二 日本国憲法の改正の発議</p> <p>第六十八条の二 議員が日本国憲法の改正案（以下「憲法改正案」という。）（の原案）以下「憲法改正原案」という。）を発議するには、第五十六条第一項の規定にかかわらず、衆議院においては議員百人以上、参議院においては議員五十人以上の賛成を要する。</p> <p>第六十八条の三 前条の憲法改正原案の発議に当たつては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとする。</p> <p>日本国憲法第九十六条第一項に定める日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という。）（の発議に係る国民投票において同項の国民の承認がなかつた憲法改正に係る憲法改正案と同一の憲法改正原案の発議に当たつては、当該国民投票の結果を十分に考慮するものとする。）</p> <p>第六十八条の四 憲法改正原案につき議院の会議で修正の動議を議題とするには、第五十七条の規定にかかわらず、衆議院においては議員百人以上、参議院においては議員五十人以上の賛成を要する。</p> <p>第六十八条の五 憲法改正原案について国会において最後の可決があつた場合には、その可決をもつて、国会が憲法改正の発議をし、国民に提案したものとす。この場合において、両議院の議長は、</p>	

憲法改正の発議をした旨及び発議に係る憲法改正案を官報に公示する。

憲法改正原案について前項の最後の可決があつた場合には、第六十五条第一項の規定にかかわらず、その院の議長から、内閣に対し、その旨を通知するとともに、これを送付する。

第六十八条の六 憲法改正の発議に係る国民投票の期日は、当該発議後速やかに、国会の議決でこれを定める。

#### 第十章 両議院関係

第八十三条の四 憲法改正原案について、甲議院の送付案を乙議院が否決したときは、その議案を甲議院に返付する。

憲法改正原案について、甲議院は、乙議院の回付案に同意しなかつた場合において両院協議会を求めないときは、その議案を乙議院に返付する。

第八十三条の五 甲議院の送付案を、乙議院において継続審査し後の会期で議決したときは、第八十三条による。

第八十六条の二 憲法改正原案について、甲議院において乙議院の回付案に同意しなかつたとき、又は乙議院において甲議院の送付案を否決したときは、甲議院は、両院協議会を求めることができる。

憲法改正原案について、甲議院が、乙議院の回付案に同意しなかつた場合において両院協議会を求めなかつたときは、乙議院は、両

#### 第十章 両議院関係

第八十三条の四 (略)

院協議会を求めることができる。

第八十七条 法律案、予算、条約及び憲法改正原案を除いて、国会の議決を要する案件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、その旨の通知と共にこれを先議の議院に返付する。

(略)

#### 第十一章の二 憲法審査会

第二百二条の六 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、憲法改正に係る発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。

第二百二条の七 憲法審査会は、憲法改正原案及び憲法改正に係る発議又は国民投票に関する法律案を提出することができる。この場合における憲法改正原案の提出については、第六十八条の三の規定を準用する。

前項の憲法改正原案及び憲法改正に係る発議又は国民投票に関する法律案については、憲法審査会の会長をもつて提出者とする。

第二百二条の八 各議院の憲法審査会は、憲法改正原案に関し、他の議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができる。

各議院の憲法審査会の会長は、前項の合同審査会の経過及び結果を憲法審査会に報告しなければならない。

第一項の合同審査会は、憲法改正原案に関し、各議院の憲法審査会に勧告することができる。

第八十七条 法律案、予算及び条約を除いて、国会の議決を要する案件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、その旨の通知と共にこれを先議の議院に返付する。

(略)

#### 第十一章の二 憲法調査会

第二百二条の六 日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、各議院に憲法調査会を設ける。

前三項に定めるもののほか、第一項の合同審査会に関する事項は、両議院の議決によりこれを定める。

第百二条の九 第五十三條、第五十四條、第五十六條第二項本文、第六十條及び第八十條の規定は憲法審査会について、第四十七條(第三項を除く。)、第五十六條第三項から第五項まで、第五十七條の三及び第七章の規定は憲法改正に係る發議又は國民投票に関する法律案に係る憲法審査会について準用する。

憲法審査会に付託された案件についての第六十八條の規定の適用については、同条ただし書中「第四十七條第二項の規定により閉会中審査した議案」とあるのは、「憲法改正原案、第四十七條第二項の規定により閉会中審査した議案」とする。

第百二条の十 第百二條の六から前条までに定めるもののほか、憲法調査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

### 第十一章の三 國民投票広報協議会

第百二条の十一 憲法改正の發議があつたときは、当該發議に係る憲法改正案の國民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する國民投票広報協議会を設ける。

國民投票広報協議会は、前項の發議に係る國民投票に関する手續が終了するまでの間存続する。

國民投票広報協議会の会長は、その委員がこれを互選する。

第百二条の十二 前条に定めるもののほか、國民投票広報協議会に関

第百二条の七 前条に定めるもののほか、憲法調査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

する事項は、別に法律でこれを定める。

国会法（第百五十五条による改正）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六章の三 国政問題国民投票案件の発議</p> <p>第六十八条の七 日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律（平成十九年法律第 号）（第一条に定める国政問題に係る案件）以下「国政問題国民投票案件」という。）について国民投票に付すときは、国会の議決により、これを発議する。</p> <p>国政問題国民投票案件は、国民が賛成又は反対を表明することができる明確な設問としなければならない。</p> <p>議員が国政問題国民投票案件に係る議案を発議するには、第五十六条第一項の規定にかかわらず、衆議院においては議員百人以上、参議院においては議員五十人以上の賛成を要する。</p> <p>第五十条の二及び第百二条の七（第一項後段を除く。）の規定は、国政問題国民投票案件に係る議案について準用する。</p> <p>前二項に定めるもののほか、国政問題国民投票案件に係る議案に関する事項は、各議院の議決でこれを定める。</p> <p>第六十八条の八 国政問題国民投票案件に係る議案について国会において最後の議決があつた場合には、両議院の議長は、当該案件を官報に公示する。</p> <p>第六十八条の五第二項の規定は国政問題国民投票案件について、</p>	

第六十八条の六の規定は国政問題国民投票案件の発議に係る国民投票の期日について準用する。

#### 第十一章の二 憲法審査会

第二百二条の六 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、憲法改正又は国政問題国民投票案件に係る発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。

第二百二条の七 憲法審査会は、憲法改正原案及び憲法改正又は国政問題国民投票案件に係る発議又は国民投票に関する法律案を提出することができる。この場合における憲法改正原案の提出については、第六十八条の三の規定を準用する。

前項の憲法改正原案及び憲法改正又は国政問題国民投票案件に係る発議又は国民投票に関する法律案については、憲法審査会の会長をもつて提出者とする。

第二百二条の九 第五十三条、第五十四条、第五十六条第二項本文、第六十条及び第八十条の規定は憲法審査会について、第四十七条（第三項を除く。）、第五十六条第三項から第五項まで、第五十七条の三及び第七章の規定は憲法改正又は国政問題国民投票案件に係る発議又は国民投票に関する法律案に係る憲法審査会について準用する。

(略)

#### 第十一章の二 憲法審査会

第二百二条の六 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、憲法改正に係る発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。

第二百二条の七 憲法審査会は、憲法改正原案及び憲法改正に係る発議又は国民投票に関する法律案を提出することができる。この場合における憲法改正原案の提出については、第六十八条の三の規定を準用する。

前項の憲法改正原案及び憲法改正に係る発議又は国民投票に関する法律案については、憲法審査会の会長をもつて提出者とする。

第二百二条の九 第五十三条、第五十四条、第五十六条第二項本文、第六十条及び第八十条の規定は憲法審査会について、第四十七条（第三項を除く。）、第五十六条第三項から第五項まで、第五十七条の三及び第七章の規定は憲法改正に係る発議又は国民投票に関する法律案に係る憲法審査会について準用する。

(略)

第十一章の三 国民投票広報協議会

第百二条の十二 前条の規定は、国政問題国民投票案件の発議があつた場合について準用する。

第百二条の十三 前二条に定めるもののほか、国民投票広報協議会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第十一章の三 国民投票広報協議会

第百二条の十二 前条に定めるもののほか、国民投票広報協議会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第六条による改正）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律 （略）	事務 （略）	法律 （略）	事務 （略）
<p>日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律（平成十九年法律第 号）</p>		<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務</p>	

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）（附則第七条による改正）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第八条の二 各議院の役員及び特別委員長並びに参議院の調査会長並びに各議院の憲法審査会の会長は、国会開会中に限り、予算の範囲内で、議会雑費を受ける。ただし、日額六千円を超えてはならない。</p>	<p>第八条の二 各議院の役員及び特別委員長並びに参議院の調査会長並びに各議院の憲法調査会の会長は、国会開会中に限り、予算の範囲内で、議会雑費を受ける。ただし、日額六千円を超えてはならない。</p>

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律（昭和二十二年法律第八十一号）（附則第八条による改正）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>第六条 公聴会に出頭した利害関係者又は学識経験者等、委員会、参議院の調査会、憲法審査会又は政治倫理審査会に出頭した参考人及び証人の補佐人には、前五条の規定の例により旅費及び日当を支給する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>第六条 公聴会に出頭した利害関係者又は学識経験者等、委員会、参議院の調査会、憲法調査会又は政治倫理審査会に出頭した参考人及び証人の補佐人には、前五条の規定の例により旅費及び日当を支給する。</p>

改正案	現行
<p>（戸籍の附票の記載事項の特例等）</p> <p>第十七条の二 戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者及び日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律（平成十九年法律第<u>号</u>）<u>第三十七条第一項（同法第百三十八条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づいて在外投票人名簿に登録された者</u>については、その旨及び当該登録された市町村名を記載し<u>なければならない。</u></p> <p>2 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき若しくは同法第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したとき、又は日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律第三十七条第一項の規定により在外投票人名簿に登録したとき若しくは同法第四十二条（同法第百三十八条において準用する場合を含む。）の規定により在外投票人名簿から抹消したときは、<u>遅滞なく、その旨を当該登録され、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。</u></p>	<p>（戸籍の附票の記載事項の特例等）</p> <p>第十七条の二 戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録された市町村名を記載し<u>なければならない。</u></p> <p>2 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき、又は同法第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録され、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知し<u>なければならない。</u></p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 〓 四十 （略）</p> <p>四十一 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票、<u>国政における重要な問題に係る案件についての国民の賛否の投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に関すること。</u></p> <p>四十二 〓 九十九 （略）</p> <p>（中央選挙管理会）</p> <p>第二十二條 （略）</p> <p>2 中央選挙管理会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、公職選挙法、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）、<u>日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律（平成十九年法律第〓号）及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）並びにこれらに基づく</u></p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 〓 四十 （略）</p> <p>四十一 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>四十二 〓 九十九 （略）</p> <p>（中央選挙管理会）</p> <p>第二十二條 （略）</p> <p>2 中央選挙管理会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、公職選挙法、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）<u>及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。</u></p>

命令の定義と宣言。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（附則第十一条による改正）（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（適用除外）  
 第七条 別表の上欄に掲げる法律の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の下欄に定めるこの法律の規定は、適用しない。

〔同上〕

別表（第七条関係）

別表（第七条関係）

（略）	（略）	（略）
日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律（平成十九年法律第 号）	第三十六条第一項（第百三十八条において準用する場合を含む。） 第三十七条第三項（第百三十八条において準用する場合を含む。）	第三条 第四条

（略）	（略）	（略）
-----	-----	-----